

江北町国土強靱化地域計画

令和2年3月

江北町

目 次

第1章 はじめに	1
1 背景・目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2
II 想定するリスク	3
第2章 想定するリスク	3
(1) 位置・地勢	3
(2) 気象情報	3
(3) 気象災害発生の特徴	3
(4) 活断層の分布	3
2 過去の災害被害	4
(1) 大雨	4
(2) 台風	6
(3) 地すべり等	6
(4) 竜巻	6
(5) 地震	8
(6) 津波	9
3 計画において想定するリスク	9
(1) 豪雨・大雨(洪水)	10
(2) 台風	10
(3) 地すべり等	10
(4) 竜巻	10

(5) 地震	10
(6) 津波	10
第3章 地域計画策定の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 基本目標	11
第4章 脆弱性評価	12
1 脆弱性評価の考え方	12
2 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	13
3 施策分野	14
4 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	15
5 評価結果の総括	26
第5章 強靱化の推進方針	27
1 リスクシナリオごとの推進方針について	27
2 推進方針	27
第6章 計画の推進と進捗管理	43
1 各種施策の推進と進捗管理	43
2 各種施策における事業	43

第1章 はじめに

1 背景・目的

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下『国基本計画』という。）」を、また、佐賀県においては、国基本計画と調和を図りながら「佐賀県国土強靱化地域計画（平成27年11月策定：以下『県地域計画』という）」が策定されたところです。

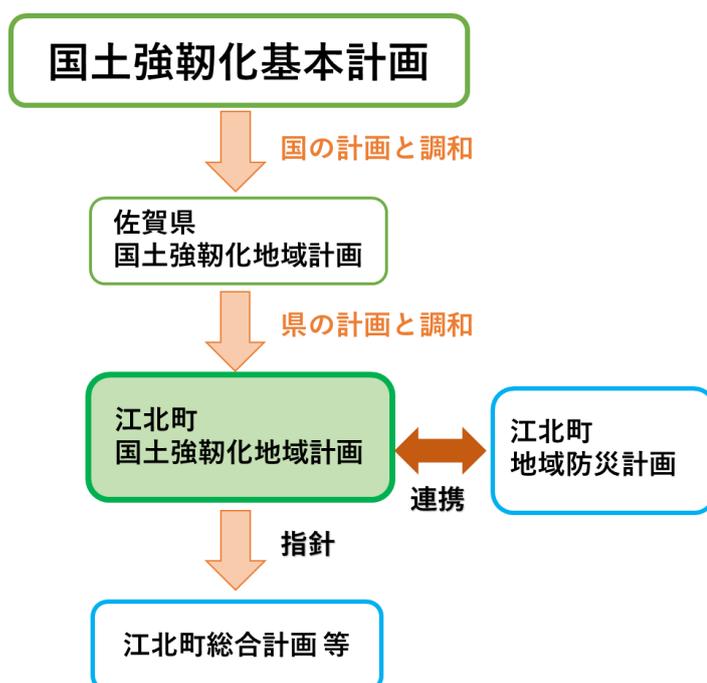
このような中、本町においても、近年、集中豪雨により大規模な冠水被害が発生するなど、災害時においても町民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要となっていることから、自然災害などに備え、強くてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため「江北町国土強靱化地域計画（以下『本計画』という）」を策定します。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

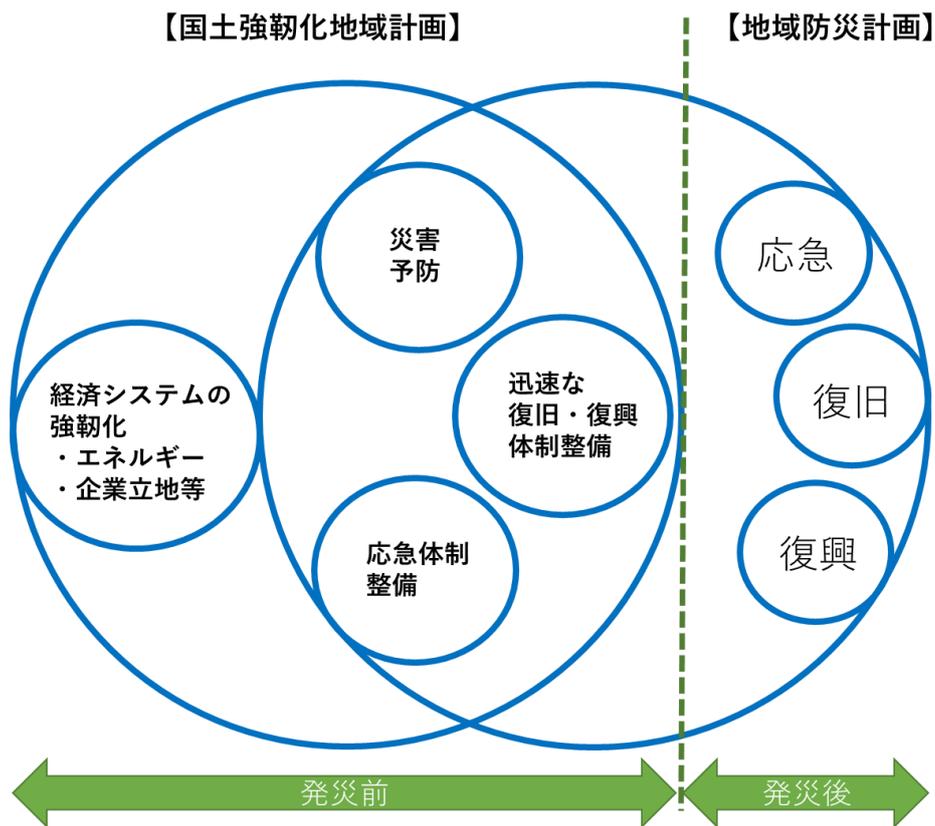
また、基本法第14条の規定を受け、国基本計画及び県地域計画との調和が保たれたものであり、江北町地域防災計画と連携して、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。

【参考】計画の位置付けイメージ



【参考】 地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—



3

本計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、気候変動、社会情勢の変化、災害リスク評価等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 想定するリスク

1 本町の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本町が有する地勢、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理します。

(1) 位置・地勢

本町は、佐賀県の中央部で杵島郡の最東端に位置し、東西 5.6 km、南北およそ 7.2 km、面積 24.49K m²で、東部は小城市、西部は大町町、南部は一級河川六角川を隔てて白石町に接し、北部は多久市に接している。

地形は北部の山地と南部の平坦地に二分されている。また、地質は新生第3紀の地層からなり、北部山地は陸成、中部から南部に広がる平野部は海成地層である。

(2) 気象状況

本町の気象は、平均気温は15.7℃、年降水量は約1,850mmで比較的穏やかな風土である。過去、梅雨末期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしたことがある。また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

(3) 気象災害発生の特徴

本町で発生する災害は大雨による低地の浸水と山間部の土砂災害である。また、暴風雨による六角川、牛津川の氾濫、堤防の決壊が想定される。

これは、感潮河川である六角川は、干満の差が5mに及ぶ有明海に直結しているため、満潮及び台風等による異常高潮時において、河川の排水が不能となることが起因しており、堤防の決壊、堤防からの水のあふれ、氾濫の原因となっている。

また、各河川の排水施設は有明海の潮位の関係上常時開放して自然排水をすることが不可能であるため、平坦部においても、各河川の排水機能不良に起因する洪水や浸水が発生し、常習災害を発生させている。

これらの災害は、その種類毎に発生しやすい時期があり、大雨のように暖候時期に発生しやすいもの、暴風雨のように夏から秋にかけて発生するものなど、気象災害が発生するような陰悪な気象状態が現れるとともに、これらに対応して災害を蒙りやすい環境の存在が条件となることは明らかであるが、近年においては、異常気象の発生等により、災害の発生する態様も変化している。

(4) 活断層の分布

県内には、国の地震調査研究推進本部において、「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）は存在しないものの、同本部が公表している九州地域の活断層

の長期評価では、佐賀平野北縁断層帯や日向峠－小笠木峠断層帯において、活動した場合の地震規模がそれぞれマグニチュード 7.5 程度及びマグニチュード 7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

本町においては、軟弱な沖積層が広く分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

(1) 大雨

本町は、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、本町で発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2ヵ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8月から9月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や1時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

【県内に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨	九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。 6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて1時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には1時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。 被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。
昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨	済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。 県南部の太良町大浦では 7 月 8 日午前 1 時から 8 時までの 7

災 害	概 要
	<p>時間に 600 ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時から 7 時までは、1 時間 100 ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 ミリメートルに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 38 年 6 月 30 日の大雨</p>	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6 月 30 日午前 2 時から雨が強くなり、午前 6 時と 9 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超え、3 時間降水量も午前 3 時～6 時に 202 ミリメートル、さらに午前 6 時～9 時に 156 ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に 500 ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に 926 か所、家屋の流失埋没による全半壊は 181 戸にのぼり、死者についても 15 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨</p>	<p>8 月 28 日から 30 日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第 12 号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28 日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1 時間に 50 ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で 400 ミリメートルから 500 ミリメートル、所により 568 ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生した。</p>
<p>平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨</p>	<p>梅雨前線が 6 月 28 日に九州北部に南下し、7 月 3 日まで九州付近に停滞した。</p> <p>県内では 2 日の午前 3 時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の 8 割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発した。</p>
<p>令和元年 8 月 27 日～30 日の大雨 （令和元年佐賀豪雨）</p>	<p>8 月 26 日朝には九州南部付近にあった前線が、27 日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となった。</p> <p>28 日未明から朝にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、多久市付近では 04 時 00 分の解析雨量で 1 時間に約 110 ミリの猛烈な雨を解析したほか、明け方にかけて南部（神崎市、</p>

災 害	概 要
	<p>吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近)では、1時間に約110ミリから120ミリ以上の猛烈な雨を解析し、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内すべてに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で1時間降水量では佐賀(佐賀市)の110.0ミリを含む2地点、3時間降水量では白石(杵島郡白石町)の245.0ミリを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0ミリを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5ミリ、24時間降水量では佐賀の390.0ミリを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5ミリを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0ミリとなり観測史上1位の値となった。江北町でも各所で土砂崩れや浸水被害が発生し、住家の被害は、半壊1戸、床上浸水11戸、床下浸水167戸。非住家被害は255戸に及んだ。</p>

(2) 台風

本町は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【県内に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
<p>昭和20年9月17日(枕崎台風)</p>	<p>9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速が秒速18.8メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日から17日の降水量が680ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
<p>昭和24年8月16日～18日(ジュディス台風)</p>	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡(現在の佐賀市)、小城郡(現在の小城市)を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。</p>
<p>平成3年9月13日～14日(台風第17号)</p>	<p>沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速(観測史上1位)を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村(現在の唐津市七山)で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊</p>

災 害	概 要
	102 戸、一部損壊 110 戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。
平成 3 年 9 月 27 日 (台風第 19 号)	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9 月 26 日午後 4 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では 27 日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後 4 時 46 分に南南東の風、秒速 52.6 メートルの最大瞬間風速（観測史上 2 位）を観測した。</p> <p>台風第 17 号の約 2 週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊 23 戸、半壊 673 戸、一部損壊 34,208 戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風 (台風第 13 号) 及び秋雨前線豪雨	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 3 位）を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が 3 日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では 16 日明け方から昼前にかけて局地的に 50 ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では 1 時間に 99 ミリメートル、唐津市枝去木では 1 時間に 89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大 1 時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3 名が犠牲となった。白石町でも住家の一部損壊被害が 693 棟、負傷者 3 名の被害が出た。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 地すべり等

本町西部には、地形的、地質的に不安定な山地丘陵地帯があり、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の発生する危険性が高い。

(4) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、負傷者や家屋損壊などの被害が、発生する恐れがある。

(5) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【県内における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概 要
679年 (天武7年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅6メートル、長さ10キロメートルの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
(昭和 43 年)			か所切断、家庭用配線 9 か所切断。
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘	6. 6	大きな被害なし
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6. 7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7. 0	みやき町で震度 6 弱を観測。 人的被害 重傷 1 名 軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件 一部損壊 136 件 江北町でも震度 5 弱を観測した。
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地方	6. 5	佐賀県南部・北部で震度 4 を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7. 3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 1 4 日からの一連の地震による被害 は、重症者 4 名、軽傷者 9 名 江北町でも震度 5 弱を観測し、住宅塀が倒 壊するなどの物的被害が相次いだ。

(6) 津波

本県において発生した津波災害は、寛政 4 (1792) 年 5 月 21 日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり、少ない。記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

一方で、平成 22 年 2 月 27 日、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成 11 年 4 月以来、初めて有明・八代海に津波警報が発表されたものの、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、県内に被害はなかった。

また、平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で 0.2 メートルの津波が観測されたが、県内に被害はなかった。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

3 計画において想定するリスク

本町の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本町に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模な自

然災害全般をリスクとして想定します。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておきます。

なお、本計画及び本町の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とします。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨、近年では平成 31 年 7 月、

令和元年 8 月に発生した集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(4) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本町でも発生する。

(5) 地震

本町は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的低い。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、本町でも震度 7 程度の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(6) 津波

海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本県沿岸にも津波が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、特に佐賀平野では、広域かつ長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

国土強靱化を推進する上で、国基本計画が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても国基本計画の基本目標を準用し、次の4つを基本理念として設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 基本目標

基本理念に基づき、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

- ① 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定
- ② 施策分野の設定
- ③ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本町の地域性を考慮して、「基本目標」の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、23の「リスクシナリオ」を次ページのとおり設定します。

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本理念	基本目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興	1 人命の保護が最大限図られること	1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ大規模な浸水による多数の死者の発生 1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生 1-4 情報伝達の不備等が原因の避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺 2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-5 被災地における感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の経済活動の停滞 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 地域コミュニティの崩壊、治安等の悪化 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、第2章において設定した基本目標や基本方針を踏まえ、ハード・ソフト対策の適切な組合せや、地域社会・経済の強靱化、町民の分かりやすさ、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、「行政機能/消防」、「インフラ」、「町民生活」、「産業・経済」の4つの施策分野を設定します。

【本計画の施策分野】

本計画の施策分野	備考
(1) 行政機能/消防防災	・ 防災拠点の機能確保 ・ 消防・救急の確保 等
(2) インフラ	・ 町内基盤整備 ・ ライフラインの確保 ・ 住宅、建築物の耐震化 ・ 道路整備 等
(3) 町民生活	・ 災害情報の伝達 ・ 保健医療・福祉の確保 等
(4) 産業・経済	・ 経済活動の維持 ・ 農業水産 ・ エネルギー等

4 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

各リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。評価結果については、次ページのとおりです。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1) 人命の保護が最大限図られること

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物の耐震化】

・本町の住宅・建築物の耐震化率は、新築住宅の増加や、民間建築物の建替えや、町有建築物の耐震改修の実施などにより、進捗している状況にある。しかしながら、民間建築物の耐震改修には多額の経費を要するとともに、建物所有者の耐震化の重要性についての理解も進んでいないことから耐震化が進んでいない。佐賀北縁断層帯を震源とする地震が最大クラスの規模で発生した場合の被害想定においては、甚大な人的・物的被害が発生することが想定される。

【社会資本等の老朽化対策】

・高度経済成長期に整備された社会資本が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、長寿命化計画等に基づき適切な維持管理等を行う必要がある。

【老朽空き家対策】

・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、関係機関と連携し、除却や適性管理の指導等を進める必要がある。

【ブロック積み対策】

・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分なブロック積みについて、関係機関と連携し、除却や適性管理の指導等を進める必要がある。

【住宅密集地対策】

・連鎖的な建物倒壊や火災の延焼など、住宅密集地における防災上の脆弱性による被害の拡大や避難活動への支障が懸念される。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保】

・災害発生時に、迅速かつ的確に消化・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保などの消防組織の充実、広域的な消防応援受入体制の適切な運用をする必要がある。

【児童生徒の安全確保対策】

・登下校時や校内において、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、危機管理体制を確立する必要がある。

【災害時要配慮者の安全確保対策】

・災害時に弱い立場に置かれる要介護高齢者や障害者など要配慮者の方々への避難支援等の対策の充実が必要である。

1-2 異常気象等による広域かつ大規模な浸水による多数の死者の発生

【総合的な水害対策】

- ・町民の生命・財産を守るため、町管理河川の整備を着実に推進することはもとより、国、県管理河川の整備についても関係機関と連携し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。
- ・情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報など、必要な防災情報を随時入手できる体制強化や、洪水ハザードマップ等を有効活用し、浸水想定区域内の市民に対して周知を図ることで、洪水から円滑に避難できるよう、支援する必要がある。
- ・集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した住宅地等における浸水被害の解消を図るための対策を行う必要がある。

【排水施設の整備及び運営等】

- ・本町の多くの地域は、低平地であり、自然排水が難しい場合があるため、雨水排水ポンプ等の適切な整備及び維持管理、また、適切な排水操作や操作員の確保が必要である。
- ・町内の農業用水路等は、降雨時には、雨水を一時的に貯留する洪水調整機能を有していることから適切な整備及び維持管理を行う必要があり、法面崩壊等の進行に注意する必要がある。

【地域による水害対応力の向上】

- ・被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難訓練、水防訓練等による地域における水害対応力の向上を図る必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【土砂災害防止施設の整備】

- ・土砂災害が発生した場合、人家や、要配慮者利用施設、公共施設などの被災を最小限に止めるため、急傾斜地などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。

【土砂災害対策】

- ・町民の生命・財産を守るため、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発を図るとともに、早期復旧のための資機材等を確保しておく必要がある。

【警戒避難体制の整備】

- ・土砂災害警戒区域の指定は完了。土砂災害から町民が円滑に避難できるよう、大雨時等における警戒周知や、土砂災害ハザードマップの有効活用の支援等を行う必要がある。

【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び知さん施設の整備を推進する必要がある。災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するほか、MCA無線の配備等、災害対応に必要と考えられる、より効率的な体制を確立する必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

- ・災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、町民の防災意識の高揚に努め、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、大規模小売店舗棟不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに、県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

【地域防災力の向上】

- ・災害発生の初動期に、地域で対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化や消防団の充実・強化など、地域防災力を向上させる必要がある。

【情報の収集・伝達体制の確保】

- ・災害発生時に国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するほか、MCA無線の配備等、災害対応に必要と考えられる、より効率的な体制を確立する必要がある。

【町民等への災害情報の伝達】

- ・町民等への情報伝達手段として、防災情報メール（あんあんメール）や緊急速報メール、防災行政無線、ラジオ等を活用するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用に努めなければならない。

また、発災後に想定される交通渋滞を回避するための情報手段や災害危険個所のリアルタイムな情報提供及び地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

【外国人の安全確保対策】

- ・災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や災害時における通訳ボランティアの確保など、県と連携しながら支援体制を整備するとともに、行政職員及び町民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

【道路の防災・減災対策】

- ・災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施する必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-1 災害発生時における被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備】

- ・被災町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸業者等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送道路等の整備】

- ・災害時における物資輸送のためには道路の機能確保が求められることから、防災的観点から点検を行い、要対策箇所への対策の実施等、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。また、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、平時から輸送手段を確保しておく必要がある。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【相互応援体制の整備】

- ・近隣市町との間で締結している災害時の相互応援協定について適切な運用を行い、災害時には、応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の向上を図る必要がある。

【消防広域応援体制の整備】

- ・大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の向上を図る必要がある。

【消防団の災害対応強化対策】

- ・現在、本町においては、火災防御に必要な非常備消防力を保持しているものの今後、大規模災害に対応するための装備強化と団員教育を進めながら、将来的に予想される、人口減少に対応した活動環境の整備と団員確保対策を図る必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【医療関係団体との連携】

- ・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を整備するとともに訓練を実施する必要がある。

【救護班・救護所・トリアージ実施体制の麻痺】

- ・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、町内の救急告示医療機関等と連携し、特別救護班の編成体制を整える必要がある。町は、救護班の活動に必要な資機材等を提供する必要がある。
- ・災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要がある。

【拠点となる病院におけるライフライン等の確保】

- ・拠点となる病院における、電気、ガス、水道等のライフラインや、医療従事者の確保、建物の耐震性の向上などを図る必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

【都市機能の維持・誘導】

- ・人口減少や居住地の低密度化に伴い、食料や医療等の生活や生命に係る都市機能に関するサービスが低下した場合に、災害による物資供給の停滞・停止で町民生活の維持が困難になることが懸念される。

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【空中輸送体制の整備】

- ・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、関係機関等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保することは、避難路や緊急輸送道路を確保することにつながることから、過去に被災履歴がある箇所等を中心に、防災・減災対策を実施する必要がある。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【平時からの予防対策】

- ・避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症等予防対策を行う必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化】

- ・大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助、物資輸送、医療活動等において重要な役割を担う災害活動拠点や防災上重要な町有建築物について、防災機能の確保や耐震化を、関係機関と連携を図りながら、計画的に推進していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

- ・令和2年3月に策定した「江北町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設整備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【相互応援体制の整備】（再掲）

- ・近隣市町との間で締結している災害時の相互応援協定について、適切な運用を行い、災害時には、応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の整備を行う必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能を確保すること

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【電源の確保】

- ・災害発生後の迅速かつ確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。また、平時から電力会社との連携を密にし、災害時に必要な対応が図られるよう体制を整備する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害発生時に国、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ確な情報の収集・伝達を確保するほか、MCA無線の配備等、災害対応に必要と考えられる、より効率的な体制を確立する必要がある。

【町民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・情報通信業者の被災や停電等により、町民がテレビやラジオからの情報を得られない状況になっても、避難情報を確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を進める必要がある。

(5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の経済活動の停滞

【企業等におけるBCPの策定】

- ・企業等のBCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、町内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。

【道路の防災・減災対策】

- ・災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施する必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【道路の防災・減災対策】

- ・災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施する必要がある。

【空中輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、関係機関等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備】（再掲）

- ・被災町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- ・災害発生時の被害を最小限におさえるため、農業用ため池、用水路等の維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。

- ・農業用施設等の異常な兆候への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。
- ・農林水産業共同利用施設（加工施設、種苗生産施設等）について、農業協同組合管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

（６）生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、各種施設の耐震化や緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

【輸送路の確保】

災害時における石油類燃料やL P ガス等の輸送路確保のため、道路の機能保全が求められることから、防災点検における要対策箇所への対策の実施等、継続して防災対策に取り組む必要がある。

【電力供給が途絶した場合の対応】

- ・災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、町民生活に大きな影響を及ぼすことから、平時から電力会社との連携を密にし、災害時に必要な対応が図られるよう体制を整備する必要がある。

6-2 水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化】

- ・災害発生時においても、町民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道の基幹施設や機関管路の耐震化を推進する必要がある。

【生活排水処理施設の老朽化対策及び耐震化等】

- ・災害発生時において、衛生環境の悪化を起ささないために、老朽化対策を含めた計画的な維持管理が必要であり、耐震化未実施の施設については、耐震化を図る必要がある。
- ・単独浄化槽や汲み取り便所は、災害時に衛生環境の悪化が懸念されることから下水道又は合併処理浄化槽への転換を図る必要がある。

6-3 道路や鉄道・バス等地域交通ネットワークが分断する事態

【農林道の整備】

- ・災害発生時に迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

- ・建設業者と施設の維持管理業務委託契約を締結し、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

【道路の防災・減災対策】

- ・災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施する必要がある。

【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

【道路啓開体制の整備】（再掲）

- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

(7) 制御不能な二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】

- ・被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要がある。
を行う必要がある。

7-2 地域コミュニティの崩壊、治安等の悪化

【地域コミュニティの醸成】

- ・大規模災害時には「公助の限界」があることから、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティの醸成が必要である。

【防犯に関する意識啓発】

- ・災害時に治安を維持していくためには、平時からの安全・安心な社会の実現が不可欠であることから、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域住民、事業者、警察、行政等が一体となって、安全に、安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指す必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】

- ・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

- ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

- ・大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生するため、一定の余裕を持った処理施設、ストックヤードを確保し、県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

- ・建設業における高齢化の進行や離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティア等の活動体制の強化】

- ・災害ボランティアや支援団体等の受援を効率的に受けるため、主体となる社会福祉協議

会との情報共有やボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

5 評価結果の総括

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の着実な推進

防災・減災対策など強靱化に資する取り組みについては、ハード対策・ソフト対策ともに、これまでも実施され順調に進捗していますが、最悪の事態を想定し被害を最小限に抑えるためには、更なる取組の強化が必要です。

より強靱なまちづくりを推進するためには、災害時にも機能する道路ネットワークの構築、インフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・意識啓発などソフト対策を組み合わせる事が重要と考えられます。

今後もこれらの取組を着実に推進し、より効率的・効果的なものとするため、施策の重点化を図りながら、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たせるように推進していく必要があります。

(2) 横断的な取組と関係機関等との連携

強靱化に資する取組における個々の施策の実施主体は、庁内においては複数の部局にわたるとともに、町だけでなく、国、県、民間事業者など多岐にわたります。

そのため、部局横断的に取組を推進するとともに、国・県等との十分な情報共有・連携強化、民間事業者や町民との連携・協力により強靱化の取組の和を広げていく必要があります。

第5章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの推進方針について

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオごとに今後必要となる施策を検討し、以下のとおり推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれのリスクシナリオ間で、相互に関連する事項があるため、各リスクシナリオにおける施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 推進方針

(1) 行政機能/消防防災

①行政機能

【リスクシナリオ 1-4、4-1】情報の収集・伝達体制の確保

災害発生時において、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。

(主な取組)

- ・防災行政ネットワークシステム等を活用した効果的な情報収集・伝達のあり方の検討
- ・公共土木施設等の迅速な復旧に向けた国、県、民間団体等との情報共有の強化

【総務政策課、基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 2-1、5-3】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備

災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮します。

(主な取組)

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進
- ・医療機関等との連携による医薬品、資機材等の備蓄の推進
- ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進
- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進
- ・災害時の給水体制の整備や他市町等との協定の締結などにより、飲料水を確保する
- ・災害時の輸送路確保対策として、要対策箇所の防災対策に継続して取り組む

【総務政策課、健康福祉課、基盤整備課、町民生活課】

【リスクシナリオ 3-1】防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化

大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。

(主な取組)

- ・町役場庁舎や消防施設、避難所等の計画的な保全
- ・防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進

- ・防災上重要な町有建築物の耐震化
- ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進

【総務政策課、各施設管理担当課】

【リスクシナリオ 2-4、5-2】 空中輸送体制の整備

災害発生時の孤立集落の発生等に備え、臨時ヘリポートの選定等、関係機関等と連携しながら必要な措置を講じます。

(主な取組)

- ・災害発生時における臨時ヘリポート等の整備

【総務政策課】

【リスクシナリオ 3-1】 業務継続体制の整備

「江北町業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、町の業務継続体制を強化します。

(主な取組)

- ・組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の改定
- ・訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- ・住民情報等の重要情報を取扱うシステム（住民基本台帳システム等）のバックアップデータの保全

【総務政策課】

②消防

【リスクシナリオ 1-1】 火災予防等に関する啓発活動、地域の消防力の確保

大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

(主な取組)

- ・消防施設の計画的な保全
- ・消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- ・消防設備の充実
- ・緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用

【総務政策課】

【リスクシナリオ 2-2、3-1】相互応援体制の整備

町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

(主な取組)

- ・ 近隣市町等との間で締結している災害時の相互応援協定の適切な運用
- ・ 国や他都市等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、町の受援体制の整備（物資や資材等の供給などの受援手続など）

【総務政策課】

【リスクシナリオ 2-2】消防広域応援体制の整備

町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用

【総務政策課】

(2) インフラ整備

【リスクシナリオ 1-1】住宅、建築物の耐震化

住宅、建築物の耐震化について、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進します。

(主な取組)

- ・ 住宅の耐震化の促進
- ・ 学校、病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- ・ 避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・ 特定天井等の非構造部材の耐震対策の推進

【基盤整備課】

【リスクシナリオ 1-1】社会資本の老朽化対策

今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「江北町公共施設等総合管理計画」に基づき、コンパクトシティの形成を見据えた中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組みます。

(主な取組)

- ・ 公共建築物の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進
- ・ 道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進

【総務政策課、各施設管理担当課】

【リスクシナリオ 1-1】老朽危険空き家対策

災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 老朽危険空き家の所有者に対する除却や適正管理の指導等の推進

【基盤整備課】

【リスクシナリオ 1-1】住宅密集地対策

災害に対する被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保など、災害に強い住宅地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進します。

(主な取組)

- ・ 避難路、物資輸送路等の整備促進
- ・ 避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・ 防災機能を有する公園や緑地等の整備促進
- ・ 幹線道路等の無電柱化

【総務政策課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 1-2】総合的な水害対策

水害を予防し、河川の安全性を高めるため、ハードとソフト対策を一体的に推進します。集中豪雨等による住宅地における浸水被害の解消を図るため、重点排水区における雨水幹線等の整備や、道路排水施設整備を推進します。

(主な取組)

- ・ 水害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- ・ 町民が洪水等から円滑に避難するための警戒周知
- ・ 防災情報の提供及び洪水ハザードマップの有効活用
- ・ 道路排水施設の整備

【総務政策課、基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 1-2】 排水施設の整備及び運営等

自然排水が難しい場合でも、強制排水等により浸水被害が発生しないような体制づくりを推進します。

(主な取組)

- ・ 雨水排水ポンプ等の適切な整備及び維持管理
- ・ 大雨時の適切な排水操作
- ・ 排水操作員等の人材確保
- ・ 町内の農業用水路等の適切な整備及び維持管理

【総務政策課、基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 1-2、7-1】 河川管理施設の長寿命化対策

豪雨等による被害を最小限に止めるため、河川管理施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

(主な取組)

- ・ 町管理の堤防・護岸、樋門・樋管、床固などの計画的・効果的な維持管理

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 1-3】 総合的な土砂災害等の対策の推進

集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

(主な取組)

- ・ 土砂災害防止施設の整備推進の要望及び町有地における急傾斜地の整備
- ・ 土砂災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- ・ 町民が土砂災害等から円滑に避難するための警戒区域の周知

- ・防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップの有効活用

【総務政策課、基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 1-3、1-4】 山地防災対策

山地に起因する土砂災害の発生を防ぐため、山地防災対策を支援します。

(主な取組)

- ・山地災害防止に係る普及啓発の支援

【地域振興課】

【リスクシナリオ 2-1、6-3】 道路ネットワークの構築

コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理
- ・避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等
- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備

【総務政策課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 2-1、2-3】 都市機能の維持・誘導

災害により物資等の供給が停滞・停止した際にも、地域拠点において、生命や生活に係る食料、医療等のサービス提供を維持できるようにするとともに、被災した拠点の都市機能を隣接した拠点で連携・補完できるよう、交通ネットワークの取組と連携を図りながら、拠点内へ必要な都市機能の維持・誘導を図ります。

(主な取組)

- ・居住や都市機能の適正な維持・誘導の推進

【総務政策課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 4-1】 電源の確保

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進
- ・ 役場庁舎における非常用電源設備等の適切な維持管理
- ・ 災害対応拠点における非常用電源設備稼働のための燃料の確保

【総務政策課】

【リスクシナリオ 1-4、2-4、5-1、5-2、6-3】 道路の防災・減災対策

災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施します。

(主な取組)

- ・ 過去に被災履歴がある箇所等を中心に防災・減災対策を実施する
- ・ 建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制を整備する

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 6-2】 水道施設の耐震化

災害発生時においても、町民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道施設等の耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・ 安定給水を継続するために重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進する

【町民生活課】

【リスクシナリオ 6-2】 生活排水処理施設の老朽化対策及び耐震化

災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、生活排水処理施設の維持管理及び浄化槽の整備において必要な措置を講じます。

(主な取組)

- ・ 下水道等の生活排水処理施設におけるストックマネジメント計画に基づく適切な維持管

理の推進する

- ・単独浄化槽や汲み取り便所における下水道又は合併処理浄化槽への転換を推進する

【町民生活課】

【リスクシナリオ 7-2】地域コミュニティの醸成・防犯に関する意識啓発

災害発生時の救助や避難所運営、防犯対策等においては、「共助」が必要不可欠であることから、平時から地域コミュニティの醸成を図るための施策を実施します。また、地域住民、事業者、警察、行政等が一体となって安全・安心な社会の実現を目指します。

(主な取組)

- ・自主防災組織の育成・強化
- ・地域づくり協議会の設立及び運営支援

【総務政策課】

(3) 町民生活

【リスクシナリオ 1-4、8-3】防災意識の高揚、防災教育の実施

災害発生時に町全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、町民の防災意識の高揚、県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努めます。

(主な取組)

- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する防災教育の実施
- ・防災活動を的確に実行できるよう、職員に対する防災訓練の実施、防災研修会の開催を通じ、防災知識の普及に努める
- ・社会福祉施設などの民間事業者等との連携体制の強化
- ・町民への防災講話の実施や地域における自主的な防災訓練の啓発

【総務政策課、こども教育課】

【リスクシナリオ 1-4、8-3】 地域防災力の向上

災害発生時に、被害を最小限に止めるため、地域で対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 自主防災組織の育成・強化
- ・ 消防団の充実・強化、活性化

【総務政策課】

【リスクシナリオ 1-4、4-1】 町民等への災害情報の伝達

町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、ICT等を活用した迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。

(主な取組)

- ・ 一斉配信できる多様な情報提供手段の整備促進
- ・ 緊急速報メール、ラジオ等の活用促進
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用
- ・ 避難所となる町立小中学校における無線LAN環境の整備

【総務政策課、こども教育課】

【リスクシナリオ 6-1】 電力供給が途絶した場合の対応

長期にわたる電力供給の途絶が発生しないように電力会社との復旧体制の確立を図ります。

(主な取組)

- ・ 電力会社との連絡体制及び復旧体制の確立、電源供給車の配置箇所等の検討

【総務政策課】

【リスクシナリオ 1-1】児童生徒の安全確保対策

災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、危機管理体制を確立します。

(主な取組)

- ・ 学校安全計画に基づく安全対策の推進
- ・ 通学路の防災・減災対策
- ・ 校舎の非構造部材における耐震化の推進
- ・ 情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

【総務政策課、こども教育課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 1-1】災害時要配慮者の安全確保対策

災害発生時に弱い立場に置かれる災害時要配慮者への情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備するため、対策を実施します。

(主な取組)

- ・ 「災害時要援護者支援制度」の推進
- ・ 「避難行動要支援者名簿」の活用
- ・ 情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

【総務政策課、健康福祉課】

【リスクシナリオ 1-4】外国人の安全確保対策

日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県と連携しながら、支援体制を整備します。また、災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

(主な取組)

- ・ 防災に関する情報の多言語化等
- ・ 災害時における通訳ボランティアの登用
- ・ 外国人住民支援や外国人住民への防災に対する意識啓発の実施

【総務政策課】

【リスクシナリオ 2-1、5-3】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備

災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目の選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮します。

(主な取組)

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進
- ・医療機関等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- ・被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進
- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進
- ・災害時の給水体制の整備や他市町村等との協定の締結などにより、飲料水を確保する

【総務政策課、健康福祉課、町民生活課】

【リスクシナリオ 2-3】医療関係団体との連携強化

医療関係団体との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図ります。

(主な取組)

- ・医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定の締結、救護所の運営など連携・協力体制の構築、医療関係団体との通信訓練等の実施

【総務政策課、健康福祉課】

【リスクシナリオ 2-3】救護班・救護所・トリアージ実施体制の整備

救護班・救護所の整備により、災害時における負傷者への医療救護体制を確保します。

(主な取組)

- ・医療関係団体との協定に基づく、医科・歯科の特別救護班の救護所への配置
- ・町内の救急告示医療機関等との協定に基づく災害時における救護所の設置及び負傷者のトリアージ及び後方医療機関への搬送
- ・特別救護班員を対象としたトリアージ研修等の実施、トリアージタグの購入及び救護所を設置する医療機関への配備

【総務政策課、健康福祉課】

【リスクシナリオ 2-3】拠点となる病院におけるライフライン等の確保

拠点となる病院に対して、災害発生時のライフライン等の確保や建物の耐震性の向上について、機能強化策を推進するよう要請します。

(主な取組)

- ・ 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

【総務政策課、健康福祉課】

【リスクシナリオ 2-5】感染症等予防対策

避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症等予防対策に取り組みます。

(主な取組)

- ・ 予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の整備

【健康福祉課】

【リスクシナリオ 8-2】災害ボランティアの活動体制の強化

災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。

(主な取組)

- ・ 社会福祉協議会等との情報共有、連携強化、支援
- ・ ボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等の実施
- ・ 震災建築物応急危険度判定、訓練等の実施やコーディネーターの確保
- ・ 被災宅地危険度判定訓練等の実施や判定士の確保
- ・ 被災者の支援に関するニーズの把握や被災地へのボランティアの派遣等のコーディネートを行う人材の育成

【総務政策課、健康福祉課、基盤整備課】

(4) 産業・経済

【リスクシナリオ 2-1、5-3】物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備

災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

(主な取組)

- ・民間業者との新たな協定締結や防災協力事業所等登録制度の推進

【総務政策課】

【リスクシナリオ 5-1】企業におけるBCPの策定

災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」やサプライチェーンの維持の観点から町内企業のBCP策定を支援します。

(主な取組)

- ・企業BCP策定に必要な情報提供

【総務政策課、地域振興課】

【リスクシナリオ 1-4、2-4、5-1、5-2、6-3】【再掲】道路の防災・減災対策

災害発生時に避難路や緊急輸送道路の確保及び企業のサプライチェーン維持等を図るために、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施します。

(主な取組)

- ・過去に被災履歴がある箇所等を中心に防災・減災対策を実施する
- ・建設業者との維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制を整備する

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 2-1、6-3】【再掲】道路ネットワークの構築

コンパクトシティの形成を見据え、優先度や管理水準の見直しなどを図りながら、緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進するとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行います。

(主な取組)

- ・ 緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理
- ・ 避難路沿道建築物の耐震化の促進
- ・ 緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等
- ・ 緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備

【総務政策課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 5-3】 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

(主な取組)

- ・ 農業用ため池、用水路等の維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保
- ・ 農業用施設の施設管理者による平常時における点検の促進
- ・ 農林水産業共同利用施設の施設管理者（農協・漁協等）による平常時における点検の促進

【地域振興課、基盤整備課】

【リスクシナリオ 6-1】 ライフラインの災害対応力強化

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

(主な取組)

- ・ 電気、ガス、通信などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化の促進
- ・ 緊急時に備えた関係機関との訓練の実施

【総務政策課、町民生活課】

【リスクシナリオ 6-3】農林道の整備

災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備に努める。

(主な取組)

- ・ 迂回路となりうる農林道の保全・整備

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 7-1】農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

被災した場合に、農業生産等への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

(主な取組)

- ・ 各農業用施設の管理者における、機能診断や補修、耐震化等の促進に向けた支援

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 7-3】農業・農業用水利施設等の適切な保全管理

農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けて取り組みます。

(主な取組)

- ・ 優良農地の確保や、地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進
- ・ 地域の農業生産活動の継続を支援

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 7-3】 森林の適切な保全・管理

森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。

(主な取組)

- ・ 森林整備の推進
- ・ 森林ボランティア等による保全活動の推進

【基盤整備課、地域振興課】

【リスクシナリオ 8-1】 災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を行います。

(主な取組)

- ・ 県内市町や事業者等との災害廃棄物処理に係る協定の締結

【町民生活課】

【リスクシナリオ 8-2】 建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成・確保

高齢化の進行や、若年入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め、将来の労働者等の確保を推進します。

(主な取組)

- ・ 雇用促進普及啓発事業の推進等

【地域振興課、基盤整備課、関係課】

第6章 計画の推進と進捗管理

1 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置付けた取組は、本町全体の危機管理に関するものであることから、「地域防災計画」と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画や総合計画実施計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行うこととし、各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

2 各種施策における事業

本計画に基づき推進する事業のうち、施策分野「(2) インフラ、(3) 町民生活、(4) 産業・経済」に係る事業は、別紙「資料編」により定める事業を予定しています。

また、記載事業は計画作成 (R2.3) 時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により、変更となることもあります。

江北町国土強靱化地域計画
資料編

(令和6年4月修正)

江北町

施策分野「(2) インフラ、(3) 町民生活、(4) 産業・経済」に係る施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
1	住宅、建築物の耐震化	1-1
2	社会資本の老朽化対策	1-1
3	老朽危険空き家対策	1-1
4	住宅密集地対策	1-1
5	総合的な水害対策	1-2
6	排水施設の整備及び運営等	1-2
7	河川管理施設の長寿命化対策	1-2、7-1
8	総合的な土砂災害等の対策の推進	1-3
9	山地防災対策	1-3、1-4
10	道路ネットワークの構築	2-1、6-3
11	都市機能の維持・誘導	2-1、2-3
12	電源の確保	4-1
13	道路の防災・減災対策	1-4、2-4、5-1、5-2、6-3
14	水道施設の耐震化	6-2
15	生活排水処理施設の老朽化対策及び耐震化	6-2
16	地域コミュニティの醸成・防犯に関する意識啓発	7-2
17	町民等への災害情報の伝達	1-4、4-1
18	児童生徒の安全確保対策	1-1
19	農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	5-3
20	農林道の整備	6-2
21	農業水利施設の老朽化対策及び耐震化	7-1
22	農業・農業用水利施設等の適切な保全管理	7-3
23	森林の適切な保全・管理	7-3

1. 道路事業

【県事業】

項番	対象事業	事業分野	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	国土強靱	道路	江北町	市町	(町) 高砂～門前線	江北	法面・盛土対策	1 km	13
2	その他	道路	江北町	市町	高砂門前線ほか4路線	江北	法面維持補修	1 km	13
3	その他	道路	江北町	市町	宿～下分線	江北	交通安全	1 km	18
4	その他	道路	江北町	市町	東分～祖子分線ほか1路線	江北	交通安全	2 km	18
5	その他	道路	江北町	市町	宿～東分線ほか1路線	江北	交通安全	2 km	18
6	その他	道路	江北町	市町	(他) 新宿中央線	新宿	交通安全	1 km	18
7	その他	道路	江北町	市町	(一) 東分～祖子分線	東分～祖子	交通安全	2 km	18
8	その他	道路	江北町	市町	(他) 宿～東分線	宿～東分	交通安全	2 km	18
9	その他	道路	江北町	市町	(他) 上惣～新渡線	上惣～新渡	舗装補修	4 km	2
10	その他	道路	江北町	市町	(他) 上惣～新渡線	上惣～新渡	交通安全	4 km	10
11	その他	道路	江北町	市町	(町) 江北町内町道	江北	交通安全	10 km	18
12	国土強靱	道路	江北町	市町	(他) 城ノ井樋～東分線	東分	冠水対策	0.3 km	5
13	国土強靱	道路	江北町	市町	(一) 観音下～東分線	西分	道路改良	0.5 km	10
14	その他	道路	江北町	市町	(他) 宿～東分線	東分	道路改良	0.2 km	10
15	その他	道路	江北町	市町	(他) 江北駅南線	東分	道路改良(交差点改良)	0.1 km	10
							計	31 km	

2. 生活排水処理事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	排水区等名	地区名	事業概要		備考	主施策番号
1	公共下水道	江北町	市町	江北処理区	処理場、ポンプ場、真空ステーション	改築(施設)	4.0 箇所		15
2	公共下水道	江北町	市町	江北処理区		未普及対策	2.0 ha		15
3	農業集落排水	江北町	市町	佐留志	佐留志地区クリーンセンター	改築(施設・管路)	一式		15

